

総所得金額等の計算書  
(純損失等の繰越控除用)

【 通知書の別表の「所得金額」欄の⑥、⑦、⑧及び⑨の各欄の金額は、この計算書によって計算してあります。 】

年分

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

1 純損失の繰越控除

(1) 同一所得内の控除

		①	②	③	④	⑤	「④」欄には、「分離短期譲渡」と「分離長期譲渡」の③の金額のうち一方が赤字で他方が黒字であるときは、その赤字と黒字を相殺した後の金額が書いてあります。	
		Ⓐ 繰越控除前の所得金額	Ⓑ 繰越純損失額 (前年から繰り越された純損失の金額)	Ⓒ 差引計 (Ⓐ - Ⓑ)	Ⓓ ③の金額 (分離譲渡所得相互間の赤字、黒字の控除後の金額)			
総所得	①	円	円	円	円	円		
所得	②							
所得	③							
山林所得	④							
退職所得	⑤							

(2) 所得相互間の控除

④のうち、赤字の金額の合計額	⑥	△	円
----------------	---	---	---

		⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	「⑦」の「⑫～⑯」欄には、「⑧」欄の⑦～⑪までの順に充てられる「⑥」欄の赤字の金額が書いてあります。	
		Ⓔ ④のうち、黒字の金額	Ⓕ 差し引かれる⑥の赤字の金額	Ⓖ 純損失控除後の金額 (Ⓔ - Ⓕ)										
総所得	⑦	円	円	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳		㉑
所得	⑧			⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳		㉑
所得	⑨			⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳		㉑
山林所得	⑩			⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳		㉑
退職所得	⑪			⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	

2 雑損失の繰越控除

繰越雑損失額 (前年から繰り越された雑損失の金額)	⑳	△	円
------------------------------	---	---	---

		㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	「㉑」の「㉖～㉙」欄には、「㉑」欄の㉑～㉕までの順に充てられる「㉒」欄の赤字の金額が書いてあります。	
		Ⓗ 雑損失控除前の所得金額	Ⓘ 差し引かれる㉒の赤字の金額	Ⓙ 雑損失控除後の金額 (Ⓗ - Ⓘ)										
総所得	㉑	円	円	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚		㉛
所得	㉒			㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚		㉛
所得	㉓			㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚		㉛
所得	㉔			㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚		㉛
山林所得	㉕			㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	
退職所得	㉖			㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	

3 総所得金額等の計算

		㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	「㊱」欄には、1の(1)の「㉜」欄の金額、2の「㉞」欄の金額又は2の「㉟」欄の金額が書いてあります。
		Ⓚ 繰越損失控除後の金額 (1又は2による赤字控除後の金額)	Ⓛ 特別控除額	Ⓜ 所得金額 (Ⓚ - Ⓛ)			
総所得	㉜	円	円	㉜	㉝	㉞	
所得	㉝			㉜	㉝	㉞	
所得	㉞			㉜	㉝	㉞	
所得	㉟			㉜	㉝	㉞	
山林所得	㊱			㉜	㉝	㉞	
退職所得	㊱			㉜	㉝	㉞	

付表の二